



広報ぬまた お知らせ版



平成28年2月12日発行 第968号(1/3)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

特別養護老人ホーム旭寿園臨時職員(介護員)を募集します

- 募集人員 若干名
- 勤務内容 介護業務(食事・入浴等)、及び日常生活支援
- 応募資格 概ね65歳までの方(介護経験は問いません)
- 応募方法 履歴書(市販のもの)に写真を添付し、下記まで提出してください。(郵送可)
- 選考方法 書類選考後、面接
- 雇用・待遇
 - ・【雇用期間】 平成28年3月1日～平成28年3月31日
(1カ月試用期間あり、雇用期間更新あり)
 - ・【勤務時間】 5:30～19:30の中で交代勤務
1日:7時間30分
勤務日数及び時間は相談に応じます。
 - ・【賃金】 **賃金・資格手当を増額改定しました。**
月 額 145,000円(月20日程度、社会保険等加入あり)
資格手当 4,000円/月
日 額 7,000円(日数は要相談)
介護福祉士の方7,200円
賞与：1年以上勤務の介護員には勤務年数に応じて支給します。
- 応募先・お問合せ先 特別養護老人ホーム旭寿園 (担当：谷口・森田)
沼田町旭町3丁目5番25号 ☎35-2611

「人権心配ごと相談所」を開設します

守られていますか？ あなたの人権。ひとりで悩まず、気軽に相談を!!

- 日 時 平成28年2月25日(木) 午後1時～午後3時
- 場 所 沼田町健康福祉総合センター「ふれあい」1階相談室
- 相談員 人権擁護委員・民生委員
- その他 当日は、電話相談も受け付けます。
- お問合せ先 保健福祉課福祉グループ ☎35-2120

特別養護老人ホーム旭寿園臨時職員(調理員)を募集します

- 募集人員 1名
- 勤務内容 旭寿園・デイサービス利用者の食事調理
- 応募資格 概ね65歳までの方
- 応募方法 履歴書(市販のもの)に写真を添付し、下記まで提出してください。(郵送可)
- 選考方法 履歴書審査と簡単な面接(面接日は追って連絡します。)
- 雇用・待遇
 - ・【雇用期間】 平成28年3月1日～平成28年3月31日
(1カ月試用期間あり、雇用期間更新あり)
 - ・【勤務時間】 ① 5時35分～14時00分
② 7時30分～16時00分
③ 10時45分～19時15分
④ 15時15分～19時15分
 - ・【勤務日数】 月に14日～18日(雇用保険の加入有り)
 - ・【賃金】 月額110,000円・日額5,900円
- 応募先・お問合せ先 特別養護老人ホーム旭寿園 (担当：谷口・森田)
沼田町旭町3丁目5番25号 ☎35-2611

個人番号カードを交付しています

平成28年1月から、個人番号カードの交付申請をされた方に対しまして、順次交付通知ハガキを発送し、交付手続きを行っております。

交付通知ハガキを受け取られた方は、ハガキ裏面記載の交付期限までに下記の書類をお持ちになり、役場住民生活課窓口グループまでお越しください。

- ①印鑑 ②交付通知ハガキ ③通知カード ④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ⑤本人確認書類(運転免許証など顔写真があるもの → 1点
健康保険証など顔写真がないもの → 2点)

なお、やむを得ない事情により平日(午前8時45分～午後5時15分)に来庁できない方は、**カード交付の臨時窓口を2月27日(土)と28日(日)の午前10時～午後4時まで開設いたします**ので、カードを必ず受け取られますようお願いいたします。

- お問合せ先 住民生活課窓口グループ ☎35-2115

臨時福祉給付金の申請をお忘れではございませんか？ 大至急手続きを行ってください！！

沼田町では、平成26年度に臨時福祉給付金が支給された皆様や平成27年度に臨時福祉給付金の「支給対象となる可能性のある方や世帯」に臨時福祉給付金申請書（請求書）を送付しています。

手続きがお済みでない方は、大至急保健福祉課「福祉グループ」窓口（☎35-2120）に申請書に関係書類を添えて提出してください。

☆支給対象者は『市町村民税（均等割）が課税されていない方』です。ただし、「市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族等」及び「生活保護制度の被保護者等」は対象となりません。（支給額は、支給対象者1人につき6千円です。）

【申請に必要な書類等】

- (1) 臨時福祉給付金申請書（保健福祉課窓口準備しています。）
- (2) 本人確認書類（支給対象者全員分の運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券等写真付きのものが好ましいですが、無い場合は健康保険証等の写しとします。）
- (3) 振込先金融機関口座確認書類（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し、
※平成26年度に臨時福祉給付金を受給された方で、同じ口座に振り込みを希望される方は、提出が不要です。）
- (4) 印鑑

◆臨時福祉給付金に関する各種お問合せと申請書等の提出先
保健福祉課福祉グループ（担当：瀧本・高橋・阿部）☎35-2120

林業退職金共済制度(林退共)からのお知らせです。

林業の仕事をしていなかったことがありますか？

林退共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。

以前、林業の仕事をしていたが、ご自身が林退共へ加入していたか分からない方についても調べいたします。

また、羅災された共済契約者及び被共済者の皆様に対し、各種手続（共済手帳の紛失、退職金の請求等）の必要が生じた場合はできうる限りの範囲において速やかに対応したいと考えておりますので、最寄の支部又は本部へお問い合わせ、ご相談くださいますようお願いいたします。

【お問合せ先】独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル
☎03-6731-2887 FAX03-6731-2890
・詳しくはホームページでもご案内しております。

『沼田町子育て世帯冬季暖房経費助成(商品券の交付)』 のお手続きをお忘れではありませんか？ 大至急手続きを行ってください！！

町内にお住いの義務教育終了前までのお子さんを養育されている家庭へ、経済的な負担軽減と健全な子育てが行われる家庭環境づくりの一助として『沼田町子育て世帯冬季暖房経費助成(商品券の交付)』を実施することといたしました。

助成の対象となる保護者の方には、役場から通知をお送りしておりますので内容をご確認のうえ、手続きがお済みでない方は大至急申請の手続きを行ってください。

【助成の対象者となる方】

平成27年12月1日現在で沼田町住民基本台帳に登録されている義務教育終了前までのお子さん（平成12年4月2日以降に生まれたお子さん）を養育している保護者の方が対象です。

※商品券交付前に町外に転出した場合や、公共料金等を滞納し計画的に滞納額の解消がなされない方は、助成の対象者とならない場合があります。

【助成の決定により交付される商品券の額】 1世帯当たり10,000円分の商品券

【申請の方法】

役場保健福祉課福祉グループ(子育て支援推進室)窓口にて次のものをご持参ください。

- ①子育て世帯冬季暖房経費助成申請書（兼公共料金納入状況閲覧同意書）
- ②健康保険証等（身分を証明できるもの）
→保護者（申請者）と義務教育終了前までのお子さん全員分
- ③印鑑

【商品券の交付時期及び利用期間】

商品券は、支給を決定した後に、別途対象者の方にお知らせします。

≪利用期間 商品券の発行の日（支給開始初日）から6ヶ月間≫

■商品券の利用期間に係る注意事項

支給決定の時期	商品券発効日	利用期限
平成27年12月15日	平成27年12月21日	平成28年6月20日
平成28年1月12日	平成28年1月18日	平成28年7月17日
平成28年2月1日	平成28年2月8日	平成28年8月7日

支給決定の時期により、商品券の発行日が決まっています。利用期間が商品券の発行の日から6ヶ月間と限られていますので、お早めに役場保健福祉課窓口でお受け取りください。

■お問合せ先 保健福祉課福祉グループ(子育て支援推進室) ☎35-2120



広報ぬまた お知らせ版



平成28年2月12日発行 第968号(2/3)

ピカソー 発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

福祉灯油代の助成について

町では、在宅福祉の向上を目的に、次の世帯の方からの暖房用灯油代の助成申請を受付中です。

- 助成内容 灯油100ℓ相当額を支給します。
- 申請期間 只今受付中 ～平成28年3月18日(金)まで

対象世帯 『町民税非課税世帯』又は『町民税均等割のみ課税世帯』で次のいずれかにかに該当する世帯です。

※平成27年12月1日現在、町内に住所を有し現に居住している世帯。(入院者を除く)

- 『世帯主70歳以上で同居親族65歳以上の世帯』又は『70歳以上の独居世帯』
 - 『身障手帳1・2級所持者の収入で生計を営んでいる世帯』
 - 『義務教育期間終了前のお子さんを養育している母子・父子世帯』
 - 『生活保護法による被保護世帯』
- 申請方法 上記対象世帯の要件を満たす方は、印鑑と振込口座名義の預金通帳をご持参の上、役場保健福祉課窓口で手続きを行ってください。

高齢者の通院用ハイヤー等の利用助成について

在宅福祉の向上を目的に、高齢者ハイヤー等の利用助成の申請を受付中です。

- 助成内容 『町内及び町外病院等への通院』に利用するハイヤー等の利用料金として1枚500円を助成します。
- 利用期間 平成27年12月1日(火)～平成28年3月31日(木)までの4ヶ月間
- 助成枚数 20枚の助成券を交付(一度に複数枚の利用も可能です。)(役場を中心に半径2.5kmを超える地域にお住まいの方は30枚)

対象者の要件 『町民税非課税世帯』又は『町民税均等割のみ課税世帯』で次の要件に該当する方です。(生活形態上の世帯)

※平成27年12月1日現在、町内に住所を有し現に居住している方。(生活形態上の世帯)

- 『65歳以上の方』で冬期間の町内外病院等への通院が困難な方
- 申請方法 上記対象者の要件を満たす方でご希望される方は、地区担当の民生委員にご相談のうえ手続きを行ってください。(随時受付中です。)

◆経過措置 『町民税所得割課税世帯』の方で要件に該当する場合は、平成27年度に限り、上記助成枚数の半数を助成します。(助成券10枚交付、半径2.5km超地域にお住まいの方15枚)

高齢者等世帯のみなさまへ 助成申請受付中です！！

除雪費の助成について

1 玄関前と屋根・窓の除雪経費の一部を助成します！

- 除雪範囲 (1)玄関前の除雪・(2)屋根・窓の除雪(住宅に隣接している車庫や物置の屋根雪降ろし・窓透かしも対象になります。)
- 助成内容 委託業者等へ支払った額の2分の1を支給します。(但し(1)・(2)それぞれの上限額は、1シーズン非課税世帯は2万円、均等割のみ課税世帯は1万円です。)
- 申請期間 只今受付中 ～平成28年3月18日(金)まで

対象世帯 『町民税非課税世帯』又は『町民税均等割のみ課税世帯』で次のいずれかにかに該当する世帯です。(生活形態上の世帯)

※平成27年12月1日現在、町内に住所を有し現に居住している世帯。(生活形態上の世帯)

- 『世帯主70歳以上で同居親族65歳以上の世帯』又は『70歳以上の独居世帯』
 - 『65歳以上の身体障がい者』又は『世帯全員が病弱で除雪が困難な世帯』
- 申請方法 上記対象世帯の要件を満たす方は、委託業者等との契約書(契約書が無い場合はご相談ください)・領収書(領収書は、後日、代金支払い後でも可です。)、印鑑と振込口座名義の預金通帳を持参の上、役場保健福祉課窓口で手続きを行ってください。

2 玄関までの通路を1シーズン2,000円で除雪します！【除雪サービス】

- 除雪範囲 玄関までの通路(屋根雪の処理、窓すかしは行いません。)
- 利用料金 1シーズン2,000円(月当たり500円)
- 申請期間 随時受付中です。

対象世帯 『高齢者世帯』及び『身体障がい者世帯等』で、『病弱で自力で除雪することが困難な世帯』が対象です。

- 申請方法 上記対象世帯の要件を満たす方は、地区担当の民生委員を通じて手続きを行なってください。

※①の玄関前と②を重複して利用することはできません。ご注意ください。
 ※ただし、『町民税非課税世帯』又は『町民税均等割のみ課税世帯』の方は、「屋根・窓の除雪」のみ重複して利用が可能です。
 ※1シーズンとは、原則12月1日から3月31日までとします。

《このページに記載されている対象年齢は、平成28年3月31日現在の年齢です。》

このページに関するお問合せ先 保健福祉課 福祉グループ 電話 35-2120

平成27年分の所得税の確定申告が始まります

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付が**2月16日(火)**から始まります(還付申告は2月16日以前でも受付を行っております)。

所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付・納付は**3月15日(火)**、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告の受付・納付は**3月31日(木)**までとなっております。

確定申告書は、手書きによる作成のほか、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。

国税庁ホームページで作成した確定申告書は、そのままe-Taxで送信できる(ICカードリーダー等の準備が必要です)ほか、印刷して郵送等により提出することもできます。

税務署の申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください(前年、税務署などの申告会場でパソコンを利用して申告された方で、「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください)。

また、受付期間中は、役場住民生活課税務窓口においてもe-Tax専用コーナーを設けておりますのでご利用ください。

納付につきましては、振替日に指定された預貯金口座から自動的に納税される振替納税のご利用をお勧めします。振替納税は、金融機関や税務署に出向かずに納付ができるほか、納め忘れもなく、納付書で納付する場合より納付日が1か月程度後になります。

振替納税を希望される方は「預貯金口座振替依頼書」を確定申告書の提出の際に提出し、手続きしていただきますよう、お願い致します。

◆確定申告書の提出先・お問合せ先

○深川税務署 深川市4条15番3号 ☎23-2260

○沼田町役場 住民生活課税務グループ ☎35-2115

年金所得者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

◆この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

◆所得税の確定申告が必要ない場合で次にあてはまる場合は住民税申告が必要です。

①公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除を受けるとき

②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

※①及び②にあてはまる場合は、必要書類をご持参の上、役場住民生活課税務グループまでお越し下さい。

◆お問合せ先

○深川税務署 深川市4条15番3号 ☎23-2260

○沼田町役場 住民生活課税務グループ ☎35-2115

平成28年度軽自動車税率のお知らせ

平成26年度税制改正及び平成27年度税制改正により、下記に記載の税率が適用されることとなりますのでご留意願います。

<原動機付自転車、小型特殊自自動車、バイク等>

車種区分		税額(円)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000	2,000
	50cc超~90cc以下	1,200	2,000
	90cc超~125cc以下	1,600	2,400
	ミニカー	2,500	3,700
小型特殊自自動車	農耕用	1,600	1,600
	その他	4,700	4,700
バイク	125cc超~250cc以下	2,400	3,600
	250cc超	4,000	6,000
軽自自動車	二輪(被けん引車)	2,400	3,600
	雪上車	2,400	3,600

<三輪、四輪の軽自自動車>

車両区分			税額(円)		
			平成27年3月31日までに新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に新規検査をした車両	新規検査から13年を経過した車両(重課)※
軽自自動車	三輪		3,100	3,900	4,600
	四輪乗用	営業用	5,500	6,900	8,200
		自家用	7,200	10,800	12,900
	四輪貨物	営業用	3,000	3,800	4,500
		自家用	4,000	5,000	6,000

※平成28年度の重課対象車・・・平成14年12月31日以前に新規検査をした車両

<グリーン化特例(軽課)>

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規検査をした車両に限る

車両区分			税額(円)		
			75%軽減車両(ア)	50%軽減車両(イ)	25%軽減車両(ウ)
軽自自動車	三輪		1,000	2,000	3,000
	四輪乗用	営業用	1,800	3,500	5,200
		自家用	2,700	5,400	8,100
	四輪貨物	営業用	1,000	1,900	2,900
		自家用	1,300	2,500	3,800

(ア) 電気自動車・天然ガス軽自自動車(平成21年排出ガス10%低減)

(イ) 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

■お問合せ先 住民生活課税務グループ ☎35-2115



広報ぬまた お知らせ版



平成28年2月12日発行 第968号(3/3)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

平成27年度自衛官等の募集について

■予備自衛官補（一般）

資格 平成28年7月1日現在
日本国籍を有する18歳以上34歳未満の方
受付期間 平成28年1月8日（金）～4月8日（金）
試験期日 第1回試験4月17日（日）

■予備自衛官補（技能）

資格 平成28年7月1日現在
日本国籍を有し、18歳以上55歳未満で国家免許資格等を有する方
（年齢は保有する国家資格により異なります）
受付期間 平成28年1月8日（金）～4月8日（金）
試験期日 第1回試験4月16日（土）

■自衛隊幹部候補生（一般）大卒程度試験

資格 平成29年4月1日現在
日本国籍を有し、22歳以上26歳未満の方
（20歳以上22歳未満の方は大卒（見込み含））
受付期間 平成28年3月1日（火）～5月6日（金）
試験期日 第1次試験5月14日（土）・15日（日）（15日は飛行要員のみ）

■自衛隊幹部候補生（一般）院卒者試験

資格 平成29年4月1日現在
日本国籍を有し、修士課程修了者等（見込み含）で20歳以上28歳未満の方
受付期間 平成28年3月1日（火）～5月6日（金）
試験期日 第1次試験5月14日（土）・15日（日）（15日は飛行要員のみ）

■試験会場はいずれも陸上自衛隊旭川駐屯地又は自衛隊旭川地方協力本部（旭川市春光町）

■お問合せ先 自衛隊旭川地方協力本部 南地区グループ ☎0166-54-5617
総務財政課 総務グループ ☎35-2111

平成28年度沼田町奨学資金貸付奨学生を募集します

町では、次のとおり平成28年度の沼田町奨学資金貸付奨学生を募集しています。
この事業は、学業成績が優秀で経済的理由により就学が困難な方に対し、学資を無利子で貸与する制度です。

- 募集人員 高等学校（2名） 月額15,000円以内
大学等（4名） 月額30,000円以内
- 提出書類 ①奨学生願書 ②奨学生推薦書
③同意書（課税状況について税務担当部局に報告を求めることへの同意）
※用紙は教育委員会にあります。
- 申込締切日 平成28年3月31日（木）
- 選考・決定時期 平成28年4月末～5月上旬

※なお、奨学生であった方が、町内で農業後継者又は商工事業後継者として就労した時は、農業委員会又は商工会の証明を得て、奨学資金返還免除の申請をすることができます。

■申込・お問合せ先 教育委員会 ☎35-2132

軽自動車税の申告・届出について

軽自動車税（軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車（農耕用含む）など）の異動等の申告・届出忘れはありませんか？

軽自動車税は、4月1日に軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車等の車両の所有者に課税される税金です。

■軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等の届出

軽自動車等を取得した場合や町外に転出して住所を変更した場合、また、廃車や譲渡あるいは売却した場合は下記の場所で申告や届出をして下さい。

なお、農耕作業用小型特殊自動車の取得や入替、また、廃車等された方は、償却資産台帳の整理（修正）のみならず、役場住民生活課への申告（届出）が必要です。

また、既に軽自動車等を廃車したにもかかわらず、4月2日以降に廃車手続きをされても、その年の軽自動車税は納めることとなりますのでご注意ください。

■申告・届出・お問合せ先

- ・軽自動車及び125ccを超え250cc以下のバイク
軽自動車検査協会旭川事務所
旭川市春光6条5丁目1番23号 ☎050-3816-1765
- ・250ccを超えるバイク
北海道運輸局旭川運輸支局
旭川市春光町10番地1 ☎050-5540-2003
- ・125cc以下のバイク、小型特殊自動車等
住民生活課税務グループ ☎35-2115

雪による事故・被害に注意しましょう

降雪・積雪による事故や被害を未然に防ぐため、次の事項に注意するよう心がけましょう。

■屋根の雪下しをする際は！

- (1) **複数で実施！** ⇒ 1人で行う場合は家族や近所に必ず声をかけましょう。
- (2) **すべり止め！** ⇒ 靴やはしごにすべり止めをつける等の工夫を。
- (3) **周囲も確認！** ⇒ 下を歩く通行人や子供などに注意しましょう。
- (4) **携帯電話を持参！** ⇒ 作業のときは携帯電話を持参しましょう。

暴風雪などが予想される時は、外出をひかえて下さい。また、普段からテレビなどで天気予報のチェックをしておきましょう。

防災無線に係るお知らせ

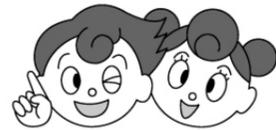
本年度実施しておりました、各ご家庭の防災無線機を取替作業（アナログ無線機からデジタル無線機への取替）がまもなく完了いたします。これに伴って、アナログによる放送は2月19日で終了いたしますのでお知らせいたします。（以前の古い無線機は使用できなくなります）

お問合せ先 総務財政課総務グループ ☎35-2111

人も、会社も、**もっと** 元気に！

中退共済制度
CHU 小企業 退 職金 共 済 制 度
T A I K Y O

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL.03-6907-1234

FAX.03-5955-8211

ほろしん温泉「特別優待券」をご利用ください

昨年5月に、ご家庭にお配りしました『ほろしん温泉特別ご優待券（入浴・レストラン・そば処・岩盤浴共通利用券）』は、もうご利用になりましたか？

有効期限がせまっています。まだご利用になられていないご家庭は、是非ご利用下さい。

◆有効期限 平成28年3月31日まで

※「特別ご優待券」の色は黄色です。

◆お問合せ先 住民生活課生活環境グループ ☎35-2115

日曜・祝日当番医のお知らせ

- ◆ 2月14日（日）
歯科系…アヒコ歯科医院（滝川） ☎0125-24-8711
内科・外科系…深川市立病院 ☎22-1101
- ◆ 2月21日（日）
歯科系…伊藤歯科医院（砂川） ☎0125-52-2222
内科・外科系…深川第一病院 ☎23-3511
- ◆ 2月28日（日）
歯科系…杉澤歯科クリニック ☎32-2832
内科・外科系…深川市立病院 ☎22-1101

2月12日から2月25日までの行事予定

	行事名	時間	場所
2月12日（金）	フロアカーリング	10:00	ふれあい
	デュークエイセスコンサート	18:00	町民会館
14日（日）	輝け雪のまちフェスタ	10:00	パークゴルフ場駐車場
15日（月）	Kikkakeづくり講座（パン作り）	18:30	北竜地区活性化センター
16日（火）	萌の丘ハイキング（軽スポーツ）	9:30	町民体育館
	高齢者サロン	10:00	旭町コミュニティセンター
	月例行政相談	12:00	町民会館
18日（木）	スポーツクラブ定期利用	19:00	町民体育館
19日（金）	高齢者元気100倍！教室	10:00	ふれあい
	雪合戦教室	19:00	町民体育館
22日（月）	雪合戦教室	19:00	町民体育館
23日（火）	HIPHOP ダンススクール	18:30	ゆめつくる
24日（水）	レディースリフレッシュスポーツクラブ	9:30	町民体育館
	乳幼児健診	11:45	ふれあい
25日（木）	心配ごと相談	13:00	ふれあい
	スポーツクラブ定期利用	19:00	町民体育館